

平成 22 年第 4 回
美唄市議会臨時会会議録
平成 22 年 11 月 26 日（金曜日）
午前 11 時 32 分 開議

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 委員長報告
1 議案第 75 号 美唄市給与条例の一部改正の件（総務・文教）
2 議案第 76 号 美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件（総務・文教）
3 議案第 77 号 損害賠償の額決定の件（産業・厚生）
4 議案第 78 号 平成 22 年度市立美唄病院事業会計補正予算（第 1 号）（予算審査特別）
第 3 意見書案第 19 号 TPP 交渉への参加に反対する意見書

出席議員（16 名）

議長	内馬場	克康	君
副議長	谷村	孝一	君
1 番	吉岡	文子	君
2 番	森川	明	君
3 番	五十嵐	聡	君
4 番	高田	正則	君
5 番	高橋	幹夫	君
6 番	阿部	義一	君
7 番	長谷川	吉春	君
8 番	米田	良克	君
9 番	白木	優志	君

10 番	小関	勝教	君
11 番	土井	敏興	君
12 番	本郷	幸治	君
13 番	紫藤	政則	君
14 番	林	国夫	君

出席説明員

市長職務代理者副市長	板東	知文	君
総務部長	藤井	英昭	君
市立病院事務局長	高倉	雄治	君
総務部総務課長	大崎	聡	君
総務部総務課総務係長	村上	孝徳	君

事務局職員出席者

事務局次長	岡嶋	博文	君
	中平	匡司	君

午前 11 時 32 分 開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

日程の第 1、会議録署名議員を指名いたします。

13 番 紫藤政則議員、

14 番 林国夫議員、

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第 2、委員長報告に入ります。

順序 1、議案第 75 号美唄市給与条例の一部改正の件ないし順序 4、議案第 78 号平成 22 年度市立美唄病院事業会計補正予算（第 1 号）を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求

めます。

まず、議案第 7 5 号及び議案第 7 6 号の以上 2 件について、小関総務・文教委員長。

●小関勝教総務・文教委員長（登壇） ただいま議題となりました議案第 7 5 号美唄市給与条例の一部改正の件及び議案第 7 6 号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件の以上 2 件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、11月25日委員会を招集して審査いたしました。

議案審査における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、議案第 7 5 号について申し上げます。

初めに、今回の改正の基本的な考え方の中で、人事院勧告に基づいて、それぞれの支給割合の改正、それから 55 歳を超える職員給与の支給改正ということだが、55 歳で線を引いている理由というのは何なのか、との質疑に対し、人事院勧告の考え方というものが示されており、その中で民間との格差という部分で 55 歳以上の高齢者層の民間の方が低いということで、今回、この部分で更に削減するというような勧告がなされている。との答弁。

次に、この人事院勧告が出されたときの 55 歳という線引きについては何か根拠となる法令、法律というものがあるのか、との質疑に対し、人事院で 4 月時点での民間の給与調査が行われ、それを基本に公務員との格差を算定して、その中で、今回このような形の勧

告が出されている。との答弁。

次に、今回の一部改正で、1、2 級職員の対象者は数名いると記憶しているが、実際に何名の職員がいて額的にはどれくらいの減額になるのか。

また、医療職の関係については独自削減は実施していないため、期末・勤勉手当は、今回 12 月支給分で調整するとのことだが、財政健全化にどれだけ寄与しているのか、との質疑に対し、私どものほうで調査をした範囲で言うと、2 級職の 65 号俸の方が 1 名というふうにとらえている。額的には月額 200 円程度の減額というようになっている。

また、財政健全化との関係では今回の人事院勧告による財政健全化への給与関係の影響はほとんどないというように考えている。との答弁。

次に、今回の給料表の説明の中で地域手当というものがあるが、これはどのような内容のものなのか、との質疑に対し、地域手当については、地域手当支給規則というものを定めており、病院に勤務する医師や道・他市町村に派遣等で勤務する場合に、その団体の支給規定を適用して支給できるような定めになっている。との答弁。

次に、今回、提案された条例改正に関して労使間との協議経過の中で、どのような意見があったのか、との質疑に対し、基本的には、昨年度とほぼ同様の考え方ということで、実質、人事院勧告どおりということに関しては、健全化に向けて止むを得ないというようなこととお話しは頂いている。との答弁がありました。

なお、議案第 7 6 号についての質疑はあり

ませんでした。

結果といたしまして、議案第75号及び議案第76号の以上2件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきまうようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に議案第77号について、米田産業・厚生委員長。

●米田良克産業・厚生委員長（登壇） たいだいま議題となりました議案第77号損害賠償の額決定の件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、11月25日に委員会を招集して審査いたしました。

議案第77号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、損害賠償の相手方の氏名と住所が出ないのはなぜか、との質疑に対し、平成15年5月に成立し、17年4月から全面施行となった個人情報保護法の関係で、個人のプライバシー権を侵害しない配慮と認識し、この部分について踏襲した。との答弁。

次に、市によって対応に違いがある。交付金を払うのだから、相手を明らかにしても何の問題もない。これらについて検討してもらいたい。との質疑に対し、他市の裁判事例等十分に検討したい。との答弁。

次に、和解金額の決定の経過は、との質疑に対し、裁判所の和解勧告があり、その説明で市立病院の事前説明、検査、治療などにミスはない。しかし、事前説明は2回行われているが、その内容を検討すると、患者本人の理解力も考え、もっとわかりやすく説明がな

されていればという点があることも否定しえない。どのような検査をするか、十分理解して検査を受けるか受けないかを決定する権利、その自己決定権が十分保障されていたかについて、疑念がないわけでもない。裁判所としては、病院が150万円支払い、事件を終結させてはどうか、ということで、この経過になりました。との答弁。

次に、医療ミスがなかったのに、なぜ最後まで戦わず和解に応じたのか、との質疑に対し、代理人との話の中で、裁判所が判決を出すとなると大きな額にならない可能性があり、原告が控訴すると裁判が長引くことが予想される。相手側もできれば和解したい旨の話もあった。とのことから、最終的に11月9日に和解を受託した。との答弁。

次に、病院賠償責任保険料は幾ら払っているか、との質疑に対し、保険に加入している金額としては130万円ぐらいだったと記憶している。との答弁。

次に、加入している保険を使用することによって、その後の保険料に影響はあるか、との質疑に対し、病院賠償責任保険はベッド1床当たり幾らという単価で計算されていると記憶しているが、今回の事案でどのくらい上がるか、まだその内容については確認はしていない。との答弁。

次に、札幌に転院したわけですが、転院の判断はどちらがしたのかとの質疑に対し、重症のケースでも市立で外科と連携して治療した例もある。この場合は、外科と相談してより高次な病院へと考え、原告の家族の希望もあり行った。との答弁。

次に、転院後の治療は高度の内容と考える

が、市立での対応の可能性はどうか、との質疑に対し、転院後5日で悪化し、開腹して洗浄したが、当時の市立では難しいと考える。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第77号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に議案第78号について、紫藤予算審査特別委員長。

●紫藤政則予算審査特別委員長（登壇） ただいま議題となりました議案第78号平成22年度市立美唄病院事業会計補正予算（第1号）について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、本日、委員会を招集して審査をいたしました。

以下6点、主な質疑・答弁の要旨を述べます。

1、病院としてミスがなかったのであれば、和解金・損害賠償金を支出する必要はないのではないか、との質疑に対し、裁判所が示した和解案にある病院が行った検査等にミスはなかったが、検査することの事前説明をもっとわかりやすく説明され、自己決定権が十分保障されていたか疑念がないわけではないとの指摘を考慮したこと。加えて、本人に説明をしたことについては、事実として証明されているが、本人理解不足の場合、家族に対しても説明すべきだった点も考慮した。との答弁。

2、損害賠償の相手方について、月形町在住男性とあるのみだが、氏名を明らかにできないか、との質疑に対し、個人情報保護法制

定を受けて、平成19年2月の事例以降、氏名を記載していない。これはプライバシーの保護の観点からである。なお、氏名を明らかにしている他市の事例があることもあり、今後その取り扱いについて検討したい。との補足答弁。

3、弁護士費用248万円の積算内訳は、との質疑に対し、248万円の積算は、原告が請求した5,722万円余から和解案で示された150万円を減じた金額に3%を乗じた後、69万円を定額加算したものに消費税を加えて算出した。との答弁。

4、保険会社への掛金は、本件の支出により増えるのか、との質疑に対し、増額しない。との答弁。

5、風評被害が懸念されるが、市民説明をどうするか、との質疑に対し、特に考えていない。との答弁。

6、本件を受けた今後の改善策は、との質疑に対し、院内に設置している医療安全管理委員会を通して、インフォームド・コンセントの対応について周知徹底したい。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第78号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長内馬場克康君 これより議案第75号及び議案第76号の以上2件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。
これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号美唄市給与条例の一部改正の件及び議案第76号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件の以上2件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第77号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)
これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号損害賠償の額決定の件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第78号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)
これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号平成22年度市立美唄病院事業会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり決定されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第3、意見書案第19号T P P交渉への参加に反対する意見書を議題といたします。

本件に関し提案理由の説明を求めます。

10番、小関勝教議員。

●10番小関勝教議員(登壇) ただいま議題となりました、意見書案第19号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

T P P交渉への参加に反対する意見書

北海道農業は、開拓入植以来これまで、先人のたゆまぬ努力と英知により、国の政策目標に沿った構造改革を着実に推進してきたところでありますが、今日のW T O・E P A交渉による国際化の進展、国際的な食料需給のひっ迫や価格の不安定化、肥料や飼料をはじめとする生産資材価格の高止まりなどにより、農業・農村を取り巻く状況は大きく変化し、主業的な農業経営の持続的発展が懸念される状況にあります。

そのような中、政府は11月のA P E C首脳会議までに、E P A基本方針(包括的経済連携協定に関する基本方針)を策定することとしており、外務大臣や関係閣僚からは農業

をはじめ1次産業を犠牲にしてもＴＰＰ（環太平洋連携協定）に参加すべきとの発言が相次いでおります。ＴＰＰは関税を原則１００％撤廃するものであり、農水省の試算ではこれが実現すると食料自給率は１４％に落ち込み、国内農業のみならず関連産業のＧＤＰは約８兆円の喪失となり壊滅的な打撃を受けることとなります。

美唄市においても、基幹産業である農業は９，５００ｈａの農地で米を主体に、転作作目の小麦・大豆等が作付され、美唄市の試算によると農業生産額は７１億円と本市の財政面にとっても大きなものであり、今回のＴＰＰにおける本市への影響は米・小麦等で約５１億円と計り知れない打撃を受け、地域経済の崩壊にもつながりかねない状況が懸念されます。

したがって、わが国の食料安全保障と両立できないＴＰＰ交渉への参加に反対であり、断じて認めることはできないものと考え、ＥＰＡ基本方針の策定に当たっては、これまで同様、わが国の食料安定供給への重要な役割を担う使命感に立ち、農業が持つ潜在能力をフルに発揮し、持続可能な農業の確立を図るべきと考え、下記事項を強く要請いたします。

記

１．国際貿易交渉に当たっては、「多様な農業の共存」を基本理念として、農業・農村の多面的機能の発揮や食料安全保障の確保を図るなど、日本提案の実現を目指すというこれまでの基本方針を堅持し、ＴＰＰ交渉の不参加を含め、食の安全の確保、食料自給率の向上、農業の多面的機能の発揮、国内農業・農村の振興を損なわないよう対

応すること。

２．包括的経済連携協定においては、食料・農業・農村政策を重要な国家戦略として位置付けている食料・農業・農村基本計画の趣旨を踏まえ、米や小麦、牛肉等の重要品目を関税撤廃の対象から除外し、適切な国境措置を確保すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２２年１１月２６日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました意見書案第１９号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第１９号ＴＰＰ交渉への参加に反対する意見書は原案のとおり決定されました。

●議長内馬場克康君 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成２２年第４回美唄市議会臨時会は閉会いたします。

午前１１時５３分 閉会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに
署名する。

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____